

令和2年度

滋賀県予算施策に対する要望書

令和元年 9 月

滋賀県市長会

令和元年 9月26日

滋賀県知事
三日月 大造様

滋賀県市長会
会長 小椋正清

要 望 書

平素は、県内都市行政の運営に対しまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国は「令和」という新たな時代を迎えました。国においては、人口減少・少子高齢化の進行する中にあっても、直面する様々な課題を克服し、デジタル化を原動力とした「Society5.0」へ挑戦し、持続可能かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の両立を基本認識とする「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）を定め、このことを踏まえ、本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化する新年度予算の概算要求基準が示されました。

その内容は、年金・医療等について、前年度当初予算額に高齢化等に伴う増加額5,300億円を加算した範囲内での要求。また、義務的経費についても聖域を設けることなく抜本的見直しを行うとともに、裁量的経費については、前年度予算通常分の100分の90に歳出を抑制するきわめて厳しいものとなっており、地方自治体にとって、これまでの行財政改革による経費削減努力にも関わらず新年度も大変厳しい行財政運営を強いられるものと想定されます。

こうした状況にあって、各都市では住民に最も身近な基礎自治体として、喫緊の行政課題である人口減少・少子高齢化時代における地域特性を活かした地方創生の深化をはじめ、幼児教育・保育の無償化への対応、子ども・障がい児（者）・高齢者に対する福祉施策の充実、国民健康保険や介護保険等の保険医療体制の充実・強化、防災・減災対策の推進、ごみ処理等の環境施策の推進、道路・河川等の都市基盤の整備促進、さらには教育環境の充実や女性の活躍推進など、市民生活に直結する様々な行政課題に真摯に取り組んでいかなければなりません。

県におかれましては、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念とした基本構想の実現のため、「人」、「経済」、「社会」、「環境」の4つの視点で施策の展開を図る新年度予算編成となります。誰もが自分らしく生きることができる滋賀の実現に向けて、県・市の連携の強化を図り、眞のパートナーとして諸事情をご賢察いただき、本要望に誠実に対応いただきますよう強く要望いたします。

目 次

知 事 公 室	1
総 合 企 画 部	3
総 务 部	6
文 化 ス ポ ー ツ 部	8
琵 琶 湖 環 境 部	10
健 康 医 療 福 祉 部	17
商 工 觀 光 労 働 部	33
農 政 水 产 部	37
土 木 交 通 部	43
教 育 委 員 会	52
警 察 本 部	61

知事公室

1. 原子力安全対策の強化および財政支援について

原子力防災については、県と市町が一丸となって取り組むべき課題である。県知事自らが先頭に立ち、これまで以上に強力なリーダーシップを発揮して、以下の点について、総合的かつ全面的な対策を講じられるとともに、国および原子力事業者に対して強く働きかけられたい。

- (1) 策定済みの避難の計画や要領、マニュアルについて、まずは県内の具体的な避難先を確保し、実施可能な避難計画として実効的かつ具体的な広域避難方法の確立を行うとともに、その計画は他府県の避難計画とも整合性を取ること。また、避難行動がスムーズに行える移動手段として利用する避難バスについて、迅速な運転協力をお願いする民間バスの運転手等に対し、放射線に対する正しい知識を得ていただくため、県として教育・研修の取組を行うこと。
- (2) 原子力発電所に近接する市町村においても、原子力発電所所在市町村と同等の原子力防災対策の支援措置を講じるとともに、原子力事業者に安全協定の締結を義務付けるよう国に対し法整備を働きかけること。
- (3) 災害時に避難道路や緊急輸送道路として重要な役割を担う国道8号、161号の整備促進を国に働きかけるとともに、同303号、365号、367号の整備ならびに湖上避難を想定した港湾施設を設置すること。
- (4) U P Zにおける原子力防災対策に関する国および事業者の責任の明確化と災害対策に向け、恒久的な財政支援を求めるここと。
- (5) U P Z圏内の自治体と同様または準じた防災計画を策定するなど、自らの判断により積極的な対策を講じているU P Z圏外の自治体に対する支援を講じること。
- (6) U P Z圏外における防護措置（屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用等）の具体的要領に関して防災指針等の整備を求めるここと。

2. 地震・豪雨防災対策の強化および財政支援について

東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨をはじめ、地球温暖化の影響による局地的な豪雨・豪雪など、近年各地で大規模自然災害が頻発しており、本県においても平成29年には台風5号、台風21号により、平成30年には平成30年7月豪雨、台風12号、台風20号および台風21号により、2年続けて県内各地で甚大な被害が発生したところである。

市民の生命と財産を守り安全・安心な生活を保障することは、行政に課せられた最大の責務であり、災害に強い国土を形成するためにも、次の事項について緊急に対策を講じられるよう国に対して働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 令和2年度限りとされている緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充および恒久化
- (2) 県が主体となった備蓄品の整備および各自治体が整備する備蓄品等の購入費用に対する国および県からの恒久的な財政支援
- (3) 災害予防対策としての治水事業、砂防事業、急傾斜地対策事業、治山事業の着実な実施
- (4) 災害復旧に対する支援の充実と被災者生活再建支援法の適用要件（全壊および大規模半壊世帯数等）の緩和や拡大による生活再建支援の充実
- (5) 河川の出水状況等の把握を迅速かつ確実に行い、破堤等災害を未然に防ぐため、一級河川への水位計・防災カメラの設置の推進および避難判断水位等の設定

総合企画部

1. 地方創生における「地方版総合戦略」の推進 と人口減少対策について

地方創生と人口減少の克服を総合的に推進するに当たり、次の事項について総合的な支援を願いたい。

- (1) 市町の「総合戦略」に掲げた創意工夫の取組が十分發揮でき、地方創生が実効的となるよう、県の積極的・具体的かつ継続的な支援を願いたい。
- (2) 地方創生交付金については、地方自治体の積極的な取組が効率的・効果的に推進できるよう、自由度を高め、総合戦略期間における予算の総額を確保するとともに、地方創生推進交付金および地方創生拠点整備交付金が令和2年度以降も継続されるなど、確実な財源措置が講じられるよう、国に対して要請されたい。
- (3) 地方創生のさらなる深化を図るため、将来の地域経済の担い手となる学生の地方就職を支援するものとして、地域創生枠を活用した奨学金返還支援制度の創設（支援基金の設置）に向けた課題解決に前向きに取り組み、県内に在学する学生の県内就職率の向上と、県外から滋賀県への新しい人の流れをつくる取組を積極的に検討いただきたい。

また、平成29年度に開設された首都圏情報発信拠点「ここ滋賀」で、今年度から開始している市町等協働フェアを引き続き実施していただき、さらに地元企業が県外企業と商談を行ったり、人材確保のため、Iターン・Uターン希望者に求人情報を提供できるよう、門戸を広げ、利用しやすい運用体制の整備を行い、新たな都市部から滋賀県への魅力的な人材、仕事の流れを生み出す仕組みづくりを願いたい。

(4) 定住移住の推進に当たっては、県および市と連携することが重要であることから、滋賀移住・定住促進協議会を通じて市町との連携を深めるとともに、「ふるさと暮らし情報センター」に配置された専属相談員を中心に、移住セミナーや相談会の充実を図られたい。また、移住者のニーズを的確に捉え、都市部への効果的な情報発信および前述協議会を通じて市町への情報提供を願いたい。

2. 外国人材受け入れ環境の整備に向けた市町への支援策の充実について

外国人材受け入れ共生に対する国の施策のさらなる充実と、柔軟な財政的援助を含め幅広い自治体への支援策の実現に向けて、国へ強く働きかけられたい。

[新規]

3. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれたい。

また、世界における日本食ブームにより、市と連携した中で県海外販路開拓事業を展開され、海外での普及に努めていただきたい。

[再掲]

4. 広域観光事業の推進について

広域的観光事業の一層の推進を図るため、県独自の観光施策による県全体の活性化に向けて、「滋賀県内唯一の新幹線停車駅」の米原駅との一体化を図り整備する市役所庁舎内への観光案内所の設置に向け具体的な協議を進めるとともに、県としても積極的に取り組んでいただきたい。

5. 未利用となっている県有地の有効活用について

現在、県においては、次世代の幸せや新しい豊かさを実現するため、競争力のある産業や地域を支える産業の育成をめざし、積極的な企業誘致に取り組まれているが、社会情勢等の変化により当初の利用目的を果たすことなく未利用となっている県有地についても、地方創生での活性化の実現に向け、本県の立地の優位性を生かした産業の創出や企業誘致等への活用を積極的に進められたい。

総務部

1. 地方消費税交付金の減収に伴う補てん措置について

地方消費税交付金の交付税算入額と決算額に大きな乖離が生じた場合、地方財政の安定的な運営の観点から、緊急的な措置として、法人市民税のように減収補てん債の発行を可能としたり、翌年度の交付税算定における精算方式を導入するなどの制度を創設されるよう、国に対して働きかけられたい。

2. 公共施設等適正管理推進事業債の拡充および期間撤廃について

- (1) 「公共施設等適正管理推進事業債」制度について、交付税算入率および事業メニューの拡充を行うとともに、令和4年度以降も継続されるよう、国に対して強く働きかけられたい。
- (2) 災害時にも活用される公用施設である耐震化済みの市役所庁舎等についても、「公共施設等適正管理推進事業債」(長寿命化事業)の対象となるよう、国に対して働きかけられたい。

3. 選挙における即日開票の緩和について

選挙の開票について、公職選挙法第65条に基づき、すべての投票箱の送致を受けた日または翌日に行う判断を各選挙管理委員会(の裁量)で行うこととされたい。

4. 自治振興交付金の見直しについて

市町がそれぞれの地域の実情に応じ独自性を発揮した施策を展開するために設けられた自治振興交付金について、地域の課題やニーズへの重点的な取組や的確な対応が継続できるよう、交付金総額を増額するとともに、各市町における算入額の引き上げを図られたい。

〔新規〕

文化スポーツ部

1. 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会に向けた取組について

2024年開催予定の第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の開催に当たっては、滋賀県が主体性を發揮され簡素で効果的な大会となるよう、次の事項について積極的な取組を願いたい。

- (1) 国民スポーツ大会の開催地となることにより、市民・県民のスポーツへの意識が高まり、体力向上、健康増進が図られるとともに、観光面等地域経済の発展にも資するものであり、加えて国民スポーツ大会終了後においてもその効果が継続することから、市町の競技会場周辺の県有施設の整備推進を図られたい。
- (2) 各種競技施設の整備にかかる県からの各市町への支援措置については、一律、補助率1/2、上限1億円と示されているが、競技種目によっては複数の施設やコート等の整備が必要であり、併せてトイレ等のユニバーサルデザイン化の整備も含めると費用が多額となることから、当該支援措置の補助率や上限額については、個々の実情を十分に踏まえ、大幅な拡充や柔軟な運用による支援を願いたい。
さらに、開催運営経費および市が関連して整備する道路、河川、都市公園に対する財政支援についても特段の配慮を願いたい。
- (3) 主会場をはじめ各種競技施設の整備に当たっては、周辺地域の歴史、文化との調和について引き続き配慮を願うとともに、現在実施されているスポーツ競技を継続できるよう考慮し、計画的な整備および代替施設の確保を進められたい。

2. 国際大会開催に伴う協力および財政支援等について

東京2020オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021関西などの国際レベルのスポーツイベント開催に伴い、市民が直接スポーツに触れる機会を増やすことで、市民のスポーツへの意識が高まるとともに、体力向上、健康増進を図ることができる。

よって、東京2020オリンピック・パラリンピックにおける交流経費および聖火リレー開催に向けた沿道警備費については県の財政支援、ワールドマスターズゲームズ2021関西開催については県の事業として行うなど特段の配慮を願いたい。

[新規]

琵琶湖環境部

1. 汚水処理施設整備に対する支援の充実について

汚水処理施設整備の10年概成に向け、公共下水道の整備区域を限定するとともに、著しく遅れる地域にあっては、合併浄化槽区域に変更し汚水処理施設の効率的な整備に努めているところである。については、公共下水道事業の整備促進および合併浄化槽設置補助に対する要件緩和と対象事業の明確化、浄化槽修繕補助の支援について、次の事項に対する特段の配慮を願いたい。

(1) 合併浄化槽にかかる国の交付金制度見直しに伴い改正された滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金交付要綱について、補助対象から除外された対象を復活されたい。

[新規]

(2) 合併浄化槽区域にあっては、浄化槽面的整備事業として県費補助金を受け、汚水処理施設整備を推進しているが、事業の採択要件に合致しない地域があることから、対象外となった地域に市単独で補助を行う要綱を設け、合併浄化槽の設置の推進を図っている状況であり、事業採択時の要件緩和について確実な補助金確保を願いたい。

また、浄化槽面的整備事業が適用されない世帯に対する支援制度、および修繕が必要な合併浄化槽に対しての個別支援制度の創設を願いたい。

(3) 公共下水道の整備・接続にかかる滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金の継続と予算確保を願いたい。

(4) 合併浄化槽の設置および維持管理にかかる滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金については、従来どおり減額することなく復元していただくとともに、災害時の被災浄化槽の復旧に対する補助を充実願いたい。

2. 下水道の整備促進について

下水道の整備促進のため、次の事項について財政措置を含めた県の積極的な対応を願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金制度における下水道事業の推進に必要な予算の確保と中長期的な視野に立った継続的かつ安定的な財源が確保された事業が実施できる制度の確立について、国に強く働きかけられたい。
- (2) 流域ならびに公共下水道において発生している不明水について、なお一層の実効性のある対策を講じられたい。
- (3) 不明水対策にかかる社会資本整備総合交付金制度において、不明水対策を目的とした制度を拡充されるよう国に働きかけられたい。
- (4) 下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、確実に継続するよう国に働きかけられたい。

3. 森林の保全と強い林業・木材産業の振興について

木材価格の低迷により森林経営意欲が減退し、荒廃森林や林地境界の不明瞭化が進んでおり、森林が有する多面的機能が低下していることから、市民生活に深刻な影響を及ぼす懸念があるため、森林整備の継続的な推進と強い林業・木材産業の振興に向けて、次の事項について積極的な取組と国に対する働きかけを願いたい。

- (1) 森林整備を担う人材の確保を図るとともに、治山事業の加速的実施、林道整備事業に併せた河川の浚渫など、山腹崩壊地や河川への土砂堆積に対する抜本的な対策を講じられたい。
- (2) 人工林と天然林が混在する森林の一体的施業による木材の供給から流通まで、循環型で持続可能な仕組みづくりに

向けて、やまの健康推進事業と連携願うとともに、自伐型林業による森林経営に対するハード・ソフト両面からの支援を願いたい。

- (3) 新たな森林経営管理制度に基づく取組については、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を全県において戦略的に進めるため、滋賀県が主導的な立場で市町と連携して対応されるとともに、市で円滑な実施ができるよう支援を願いたい。

また、市町においては専門的な職員が不足しているため、では今年度「森林整備協議会」を立ち上げ、森林情報アドバイザーを1名雇用されているが、県下全域をカバーするには人員不足であり、専門的な職員が不足している市町に対してより一層の支援策を講じられたい。

- (4) 「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、さらなる県産木材の利用促進を図るため、「びわ湖材利用促進事業」における木造公共等施設整備に対する補助金上限額の撤廃を願いたい。〔新規〕

4. 琵琶湖の保全再生に向けた取組と特定外来生物の駆除対策について

平成28年度末に策定された「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づき、琵琶湖の水質や生態系の保全、外来種の防除等の保全再生にかかる各種施策が確実に推進されるよう、次の事項について積極的に取り組まれたい。

- (1) 赤野井湾の環境改善については、依然として湾内の水流(湖流)が停滞しており、栄養塩類を多量に含む底泥の堆積が進む中、水質改善の兆しが見られない。

今後についても、赤野井湾の湖流再生と水質改善に向けた有効かつ抜本的な対策の調査・研究を重ねるとともに、

継続的な特定外来生物の駆除や監視をはじめ、赤野井湾のごみの漂流、湖底ごみへの対策・除去、計画的な浚渫等、必要な措置を講じられたい。

- (2) 木浜内湖においては、「内湖再生プロジェクト」に基づいた水域内の底質改善（底泥浚渫）や水草除去等の水質改善に向けた抜本的対策に、水産多面的機能発揮対策交付金のさらなる充実を含め、引き続きしっかりと取り組まれたい。
- (3) 近年、琵琶湖や内湖において異常繁茂が続いているナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイなどの駆除については、国および県を中心に抜本的駆除に向けた本格的な取組が実施されているが、内湖を含めた琵琶湖全体の問題であり、今後においても、一級河川琵琶湖を管理される立場にある県として、完全駆除が果たされるまでの県内全域における日常の監視や継続した駆除の実施と予算の確保を願いたい。

特に生息区域の拡大を未然に防止するため、生息の兆候や予測される区域の重点パトロールを実施するなど監視強化を図られたい。

また、重機を活用した駆除の早期実施および駆除活動にかかる専門業者への委託や処分にかかる費用に対する予算の増額など、地域における取組に対する支援や刈取り後の処分手法の確立等について県主導で実施願うとともに、河川管理部署等関係機関との連携強化を図られたい。

- (4) 近年、オオキンケイギクが県内各地で確認されており、今後、在来植物の生態系に影響を及ぼす懸念があることから、取り返しがつかない状況になる前に調査・研究し、早期に駆除を行うよう十分な施策を県主導で実施願いたい。

5. 湖底の底泥・散乱ごみおよび水草等の湖岸漂着ごみの除去対策について

(1) 湖底に堆積した底泥や散乱するごみは、水質の悪化だけでなく魚類や貝類の生息にも悪影響を及ぼすことから、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づき、積極的かつ継続的な除去等の対応を願いたい。

また、マイクロプラスチック対策や漁業操業時に回収されるビニール系のごみについては、県と市町、漁業者が連携して琵琶湖のごみ回収・処理ができる仕組みを確立されたい。

(2) 局地的な豪雨や台風の接近に伴う大雨による突発的な河川の大増水で琵琶湖に大量のごみ等が流れ込み、湖岸を漂着ごみが覆うという事態が毎年のように起こっている。そのため、これらの漂着ごみについて「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づき、県において適切に処理されたい。

(3) 琵琶湖に大量に繁茂する水草については、湖岸に漂着することがないよう、根こそぎ除去および表層刈取りを計画的かつ適切な時期に実施されるとともに、湖岸の県管理地に漂着または打ち上げられた流木、水草、ヨシ屑等の回収や処分については、管理者として迅速かつ適正に行われたい。

6. 廃棄物処理対策の充実について

廃棄物処理対策について、県の積極的な支援、援助を願いたい。特に、次の事項について特段の配慮を願いたい。

(1) 廃棄物処理施設は、市民生活の礎となる必要不可欠な施設であり、廃棄物処理施設（旧施設）の解体撤去には多額の費用を要するため、「循環型社会形成推進交付金」の交付対象となるよう国に働きかけられ、改めて交付金制度を創設されたい。

(2) 「循環型社会形成推進交付金」の満額交付や交付対象事業の拡充を国に対して要望されたい。

7. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は依然深刻な状況にあり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下だけでなく高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲が被害軽減のための有効な手段であることについて理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されるとともに、国からの鳥獣被害対策への支援について、鳥獣捕獲関連予算の確保を強力に推し進められたい。

あわせて、費用対効果等の理由から国の補助事業に取り組めない地域の防除対策について、採択要件の緩和、もしくは県費による補助制度の拡充を図られたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
- (2) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金の継続実施と予算の確保
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整は群の50%）の撤廃
- (4) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保および県の直接捕獲事業の実施
- (5) 有害鳥獣害対策にかかる近隣府県との合同駆除の実施
- (6) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の農業農村振興事業所ごとの確保
- (7) 県との連携を一層強化し、総合的な鳥獣害対策を効果的に推進するため、市町への専門職員の派遣

8. 自然公園の環境整備について

県が設置された自然公園施設については、市町が受託し適正な維持管理に努めているが、今後も引き続き適切な維持管理を行うためには、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づき、必要な維持管理委託料を確保されるとともに、老朽化が進んだ県直接管理の自然公園施設については、ビワイチや日本農業遺産の構成要素である水辺景観等で観光客が増加していることや県の観光戦略上も好ましくないため、景観上、安全面からも年次計画を立てて別途予算を確保し、早急に対応願いたい。

また、水洗公衆トイレが少ないところへの新たな設置を全庁的な課題として、関係部局と連携を図り実現願いたい。

9. 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保ならびに単独治山（補助営）事業の採択要件である危険区域の見直しや各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域および特別警戒区域の指定に向けた基礎調査の完了を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 砂防施設の適切な維持管理を徹底するとともに、砂防事業採択基準を緩和されたい。
- (4) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られるとともに、必要な予算を確保されたい。

健康医療福祉部

1. 幼児教育・保育の無償化に伴う施策の充実について

令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、自治体財政に新たな負担を強いることがないよう、特に次の事項を重点として積極的な推進を図られるとともに、保育士確保のために地方自治体が実施する事業に対し、積極的な支援を願いたい。

- (1) 保育士に対する処遇改善等における県独自施策の実施
- (2) 保育士・保育所支援センター事業のさらなる充実と体制の強化および潜在保育士情報の提供と保育人材バンクの活用
- (3) 保育園等の低年齢児（0～2歳）における保育士配置基準について、急務の暫定措置として、地域型保育事業の家庭的保育事業等と同様に、家庭的保育補助者の配置で保育可能となるよう基準緩和の国への働きかけおよび低年齢児保育保育士等特別配置事業の継続実施
- (4) 魅力ある職場としてのイメージアップおよび子育てのモラルハザード防止に向けた措置
- (5) 子ども・子育て支援臨時交付金による財源措置の継続および将来に亘る安定的かつ恒久的な財源の確保

〔新規〕

2. 福祉医療費助成制度の継続と充実について

少子化対策・福祉支援対策の推進を図るため重要と考えられる福祉医療費助成制度については、令和2年度以降も現行制度の維持はもとより、さらなる制度充実に向けて取り組まれたい。

3. 時代に即応した民生委員・児童委員のあり方 の見直しについて

民生委員・児童委員は、住民の立場に立ち、社会情勢の変化に応じた様々な活動に強い使命感を持って取り組んでいる。近年は、核家族化の進行、少子高齢化の急速な進展、子ども・高齢者・障がい者等に対する虐待への対応など、活動の分野が幅広く複雑化している現状にあり、民生委員・児童委員に対する期待も大きなものになっており、現行制度で存続することが難しくなるとともに、人選においても大変苦慮いただいている。

については、こうした現状に鑑み、下記事項について制度改正を含めた見直しが図られるよう、国へ働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 民生委員・児童委員の身分および選任方法の見直し
- (2) 民生委員・児童委員および主任児童委員の年齢要件の撤廃
- (3) 民生委員・児童委員の定数増、受任者確保対策の強化
- (4) 民生委員・児童委員に求める役割の業務整理と活動費の見直し
- (5) (仮称) 福祉支援員の配置にかかる財政措置

[新規]

4. 子育て支援の体系的整備について

家庭・地域・労働形態の変化に伴う子育て環境の多様な変化に対応し、地域に密着した子育て支援を行うため、特に次の事項について財政援助を含む総合的な支援策を講じられたい。

- (1) 小中学生にかかる医療費の助成制度が都道府県間、市町村間で格差が生じている状況を把握され、対象者の年齢を中学校3年生まで拡大されるとともに、これにかかる過度な負担がかからないよう、地域の小児医療体制の充実を図られたい。

- (2) 少子化対策として保育料の無償化について、人口減少に歯止めをかけるためには、子育て世代が3人目以降の出産をためらうことのないよう多子世帯への経済的支援の継続を国へ要望するとともに、滋賀県多子世帯子育て応援事業の継続と所得制限の撤廃等による制度拡充を図られたい。
- (3) 働く親と子供の子育て支援や市民福祉の公平性の観点から、医療ケアの必要性が高い児童を積極的に受け入れるため、保育園・幼稚園における看護師の配置にかかる人材確保および財政支援と医療ケア児等の保育充実に向けた制度拡充を願いたい。
- (4) 放課後児童支援員の人材確保と資質向上を図るため、放課後児童健全育成事業の運営費補助基準額について、月額支援員2人を想定した積算基準とされるとともに、県が実施されている認定資格研修の実施回数および受講定員の拡充を図り、計画的に開催されたい。
あわせて、放課後児童支援員の処遇改善を図り、安定した雇用が確保できるよう国へ財政支援を要望されたい。
- (5) 児童自立支援施設および児童養護施設の居住施設の充実や、配置職員等の拡充などを講じられたい。
- (6) 少子化や人口減少対策の足掛かりとして、結婚を望む独身者の出会い支援のために、県域の結婚支援センターを設置するなど、各市町と連携した広域での結婚支援システム構築の研究を願いたい。
- (7) 県内自治体間で保育の質が一定担保されるよう、現行の地域区分より生じる公定価格の差額分に対する財政支援および同一地域内における地域区分の統一について国へ強く働きかけられたい。
- (8) 令和元年5月8日に県内で発生した園児を巻き込んだ交通事故を受けて、保育所の園庭の有無や保育における散歩の実施の是非については様々な意見が見受けられる。
保育所保育は、保育所保育指針に則ったうえで実施しており、その中でも散歩は、子どもの健康や感性の発達、自然や地域との関わり、交通安全学習などに欠かすことの出来ない要素であることから、その重要性を広く県内に広報していただくとともに、散歩等の園外保育をはじめ、乳幼児教育・保育全般への理解促進を、積極的に図られたい。

[新規]

5．子ども・若者等への支援および子どもの貧困 対策を進めて行くための財政支援について

市町において、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等の貧困対策が十分に行えるよう、県においても新たな補助制度の創設等による財政支援を願いたい。

- (1) 市町が行うニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援に関して、『子ども・若者総合相談センター』の設置や運営の機能強化を図るための人件費や委託料などの経費、および包括的に支援するための『子ども・若者支援地域協議会』の設置運営にかかる経費、生きづらさのある若者の地域での居場所（サロン）を設置運営する経費に関して、新たな補助制度等の創設を国に働きかけるとともに、県においても財政支援を行うための新たな補助制度等を創設されたい。
- (2) 県において推進されている「淡海子ども・若者プラン」に合致する『子どもの貧困対策』に関する市町の施策や取組に対して補助制度の創設等、財政的な支援を図られたい。
特に貧困などの困難を有する子どもも利用できる地域の居場所となっている「子ども食堂」や「フリースペース」が維持・拡充されるよう、支援制度の創設を図られたい。
- (3) 国の「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」および「地域子供の未来応援交付金」とともに、市町村が利用しやすい制度となるよう国に働きかけられたい。
特に、「地域子供の未来応援交付金」については、交付期限が限定されずに地域の実情に応じて弾力を持たせた運用ができる制度となるよう、また交付メニューも拡充されるよう国へ働きかけられたい。
また、市町村の自由・裁量度が高く、継続して受けることができる新たな補助金等の創設を国に働きかけられたい。

(4) 「8050問題」など、ひきこもりが社会問題化する中、当事者の就労や社会参加に向けては、多様な分野の支援者による継続的かつ状態に応じた支援が必要である。県ひきこもり支援センター等による積極的関与・支援、市町でひきこもり支援に取り組む職員・ボランティア等の専門人材の確保、相談支援体制の強化および資質向上に向けた専門的な研修の実施、さらには市町が取り組むひきこもり当事者や家族等が集える居場所づくり等の事業に対し、財政支援を願いたい。

また、県ひきこもり支援センターのより一層の周知に努められたい。

6. 予防接種法に基づく定期接種の拡大に伴う財政支援について

ここ数年来、新しいワクチンが定期予防接種化され、これまでの定期予防接種を含め多額の経費を要している。財源については現在地方交付税措置となっているが、国民の健康や命を守る目的である予防接種事業については、国の責任において実施すべきものであることから、明確かつ恒久的な財源措置の創設が図られるよう国に働きかけられたい。

あわせて、現在任意接種であるロタウイルス、おたふくかぜについて、その有効性および安全性を検証したうえで早急に予防接種法に基づく定期接種となるよう、国に対して積極的に働きかけられたい。

また、小児白血病の臍帯血移植や骨髄移植等により定期予防接種の再接種が必要となった場合、保護者の経済的負担を軽減するよう、県単独の助成制度の創設を図られたい。

7. 介護保険制度の円滑な運営にかかる支援について

介護保険制度が社会保障制度として、国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 現行の財政調整交付金で行われている介護給付費に対する5%基準分の配分は、市町村間の格差が大きいことから、その是正策として2.5%分を基本分として配分し、残りの2.5%内で現在の算定方法を用いた配分とし、現行制度より緩やかな傾斜配分となるよう、国への働きかけについて特段の配慮を願いたい。
- (2) 第1号被保険者の保険料について、保険者ごとに規定している減免制度や個人の所得に応じた世帯概念を用いている賦課方法を改め、個人の所得や収入による個人賦課の方式等より公平な保険料設定となるよう見直されたい。
- (3) 地域密着型サービス事業所および居宅介護支援事業所の指定指導事務が市町に移管されたことから、指定基準の解釈にかかる市町の差異などにより事務負担が増大しているため、集団指導を広域実施するとともに、事業所の指定指導に関し国が示す人員、設備、運営に関する基準等についての県の考え方を県内自治体に情報提供していただきたい。

8. 福祉・介護職場の人材確保・拡充について

福祉・介護分野の報酬体系の実情では、全体的に処遇改善が進んでいないことから、福祉・介護サービス事業所では従事者の確保が大変厳しい状況である。

在宅療養にかかる医療・介護の充実を推進し、さらなる施設整備や地域包括ケアシステムの構築を進めていくうえで、介護・看護・福祉従事者の確保・拡充は、質の高いサービスの提供に必須であり、人材確保・定着・育成策の一層の推進が必要である。

また、医師・看護師などの医療職や介護職員の人材確保・育成を図るとともに、在宅医療・介護連携を図るための体制整備など、医療と福祉が一体となって県民を支える「滋賀の医療福祉」の実現を掲げる本県の基本構想の具現化に向けて、次の事項について特段の配慮を願いたい。

(1) 多様な人材の参入のために、教育委員会との連携のもと、教育の取組として初等教育から高等教育に亘る福祉学習の充実を願いたい。

(2) 既設の「介護福祉人材センター」を、単なる相談窓口に留まらない介護人材確保・拡充のための支援事業を行う『総合センター』として位置付け、さらなる機能強化を願いたい。

また、介護職は他職種と比べ離職率が高いため、人材確保に向けた取組においては、地域の様々な集まりの場に出向いて周知啓発活動を行うなど、介護職場の「体力的にきつい」「賃金が安い」などといったイメージが払拭されるよう、イメージ改善策を図る積極的な取組を行っていただくとともに、そのために必要な人員配置を願いたい。

(3) 介護職が魅力ある職業となり、人材確保、定着が進むよう、市町が取り組む人材確保事業に対する補助事業の継続を願いたい。

また、県における介護・福祉人材確保・育成対象事業の取組については、事業者へのアドバイザー派遣も追加したうえで継続していただきたい。

(4) 介護サービス事業所の指定・指導監督について、県からの十分な情報提供や積極的な指導、技術的助言を願うとともに、施設虐待等にかかる事案への対応について、県・市により一層の連携強化を願いたい。

また、昨今の介護人材の不足等による影響から、事業所内の事故や従事者による虐待など、サービスの質の低下が危惧されることから、人材確保策についての推進も願いたい。

(5) 介護人材確保・拡充のため、市町が独自に行う介護・福祉分野に従事する者への支援などの取組に対し、補助制度の創設等、財政的な支援を図られたい。

(6) 外国人介護人材を確保するため、新たに設けられた在留資格「特定技能1号」の受入れも視野に入れた、効果的で実効性のある外国人介護人材受入れ態勢を確立するとともに、市町や介護事業者への受入れ支援策を検討願いたい。

[新規]

9. 地域生活支援事業の国県補助額の適正化について

地域の実情や利用者のニーズに応じた市町村地域生活支援事業が円滑に実施できるよう財源を確保するとともに、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 実施要綱に基づき、国が100分の50の補助額を確保し、地方財政への超過負担が生じることのないよう、国に働きかけられたい。
- (2) 県におかれては、国の予算の減額に関わらず、実施要綱に基づき100分の25の予算の総額を確保されたい。
- (3) 総事業費の実績に基づく補助金の配分を願いたい。

10. 障がい者（児）福祉の充実について

障がい者（児）の生活支援対策の充実強化のため、次の事項について県の責務に基づく支援策を講じられるとともに、関係機関への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

(1) 重症心身障がい者（児）に対し、地域での暮らしを選択できる基盤づくりが強く求められており、日中活動および住まいの場の支援現場において、適切な支援を実施するために独自に手厚い人員配置がされていることから、国において報酬基準や人員配置の改定などの改善策が講じられたものの十分ではない。

については、県と市町の協働事業である滋賀県重度障害者地域包括支援事業において、新たに主に重症心身障がい者を受け入れる生活介護事業所に対する送迎支援補助の実施や医療的ケアが必要な障がい者（児）の介護者が一時的に介護を行うことができない場合において必要な医療型短期入所の整備を推進するなど市町や事業所、利用者の意向を十分反映した見直しを行う中で支援の充実を図るとともに、市町の財政的な負担が重くならないよう制度の検討をされたい。

(2) 慢性的に不足している生活介護施設やグループホームの整備について、国の補助金採択枠が拡充されるよう働きかけをお願いするとともに、県独自の施設整備促進策についても検討願いたい。

また、強度行動障害のある方の支援については、特性に応じて支援員の加配の人員が必要であることから人員に対する経費補助の充実を願いたい。

(3) たんの吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安全に安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学支援体制の整備を早期に図るとともに、恒久的な施策の検討を教育委員会に働きかけられたい。

- (4) 身体障がい者や知的障がい者と同様に、精神障がい者にも有料道路割引、旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引、バス運賃の割引、船舶旅客運賃の割引など、公共交通機関の割引制度が適用されるよう、関係機関への働きかけを願いたい。
- (5) 重症心身障がい者（児）のケアを行う医師・看護師をはじめとした人材確保について、即効性のある対策を講じていただくとともに、国への積極的な働きかけを願いたい。
- (6) 重症心身障がい者（児）の緊急時の受入れや家族のレスパイト希望に対応できるケアホームの整備促進につながる施策を講じられたい。
- (7) 放課後等デイサービスにおける実態を踏まえた質の確保願いたい。〔新規〕

11. 積極的な医師・看護師確保対策の実施について

全国的に小児科、産婦人科、麻酔科等リスクの高い診療科を中心に医師不足が深刻化しているとともに、都会志向が強い臨床研修医の確保にも大変苦慮している。本県においても依然として自治体病院等における医師および看護師の数が大幅に不足し、地域偏在が生じていることに加え、発達障害や思春期特有の精神疾患を診察できる小児発達・小児精神の専門医が不足していることから医師・看護師確保のため、次の事項について国に対して働きかけるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 地域における医療偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療体制が構築できるよう、拠点病院から地域へ医師を派遣する仕組みの構築など必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じられたい。

- (2) 医師・看護師不足や診療所偏在を解消するため、住宅整備、労働・就業環境の改善に向けた支援策を講じられたい。
- (3) 離島振興対策実施地域における地域の特殊事情に鑑み、沖島において、住民が安心して暮らせるよう、滋賀県離島振興計画推進の観点から、医師等の安定的な維持・確保を図るとともに、医療施設の整備・充実や遠隔医療体制の整備などを通じ、医師体制の充実を図られたい。
- (4) 滋賀県におかれては、平成24年9月に滋賀医科大学と連携して「滋賀県医師キャリアサポートセンター」を開設され、医師の県内定着と地域偏在の解消に向けた総合的な医師確保対策の推進を図られており、平成26年度からは、医師の求人・求職に関し、無料職業紹介事業を行う「滋賀ドクターバンク」を設置され、県内病院への就業を促進されている。
- また、医学生への修学資金の貸付に当たっては、卒業後の一定期間、県が指定する病院への就業を義務付けることにより、県内病院への配置調整を実施されている。
- さらに、滋賀県職員として採用している自治医科大学卒業医師の県内各医療機関への派遣調整も実施されている。
- しかしながら、現状においては、依然として勤務医不足が恒常に発生し、診療制限を余儀なくされている診療科が存在していることから、不足する診療科に従事する勤務医の養成および地域医療の現場に対し安定的かつ確実に医師を派遣する取組のさらなる充実を図られたい。
- (5) 発達障害を診察できる小児発達の専門医、思春期特有の精神疾患を診察できる小児精神の専門医の育成と確保に努められ、児童思春期・精神保健医療体制の強化を図られたい。

12. 自治体病院運営に対する県の財政支援について

自治体が運営する病院は、市民だけでなく、他市町にわたる広範囲な地域住民の生命と健康を守るために、救急等の不採算部門を担っている公的医療機関として存在している。そのような中で、病院を持つ自治体の財政負担は非常に大きく、積極的な市の財政支援なくして健全経営を維持していくことが難しい状況となっている。

このような現状から、自治体が運営する基幹病院の救急医療、周産期医療、へき地医療など不採算部門に対する県独自の財政支援を引き続き講じられたい。

13. 低床バスおよびノンステップバスの導入促進について

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定める整備目標を達成させるため、バス事業者に対して低床バスおよびノンステップバスの導入促進を積極的に働きかけるとともに、滋賀県基本構想で示されている「高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり」の施策を推進させる観点からも、県独自の財政支援措置を再開されたい。

14. 後期高齢者医療の安定化に向けた支援について

後期高齢者医療制度について、高齢者に過度の負担を強いることなく持続可能で健全な運営が確保できるよう、次の事項について積極的に取り組まれたい。

- (1) 第7期（令和2・3年度）保険料率改定では、高齢者負担率の上昇、保険料軽減特例の見直し影響により、被保険者の保険料負担の増加が見込まれることから、県独自の財政支援制度を創設されたい。
- (2) 保険料の特別徴収制度について、希望する年金から特別徴収が行われないなどの状況であることから、被保険者の立場に立った制度とするために、早期に見直すよう国に働きかけられたい。
- (3) 保険料の軽減判定を行うための所得の算定方法について、税法上の所得をそのまま引用できるよう、国民健康保険制度とあわせて早期に見直すよう国に働きかけられたい。
- (4) 滋賀県後期高齢者医療広域連合への人的支援については制度発足当時からの2名に対して、平成29年度から1名となつたが、1名の派遣を継続し、県としての役割を果たされたい。

15. 国民健康保険制度について

1. 国民皆保険を支える最後の砦である国民健康保険制度を維持するため、国民健康保険への財政基盤の充実・強化を図る措置として、次の事項について国の責任と負担において早期に実現されるよう強く働きかけられたい。

- (1) 療養給付費等に対する国庫負担率の引き上げを実施されたい。
- (2) 市町村単独事業による福祉医療費助成制度の実施に伴う療養給付費負担金および普通調整交付金の減額措置について、平成30年度からは未就学児までの医療費波及増分について除外されることとなつたが、本来国が果たすべき少子化対策や社会的弱者へのセーフティネットに対する地方自治体の努力を阻害するものであることから、すべての対象年齢ならびにすべての補助制度について減額措置を撤廃されたい。
- (3) 特定健診・特定保健指導にかかる経費について、対象経費の実支出額と基準額の少ない方の額に補助率(1/3)を乗じた額が国・県から交付されているが、実支出額に対して基準額が大幅に低く設定されていることから、実支出額に見合った基準単価に引き上げるよう国に要望されたい。

2. 平成30年度から施行された国民健康保険制度改革に伴い、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図る中で、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 滋賀県国民健康保険運営方針で保険料水準の統一時期を「令和6年度以降の出来るだけ早い時期」としていることからも、被保険者の公平性・平等性を確保し説明責任を果たしていくため、令和3年度以降の次期国保運営方針に保険料統一に向けた具体的な方針を記載し、早期に県内統一の保険料率としていくことを目標として制度設計されたい。

- (2) 平成30年度以降、当面は医療費水準を反映しない仕組みとしたうえで、市町ごとに異なる保険料率を設定するのであれば、統一されるまでは、医療費水準が低い市町に対するインセンティブを確実に確保するため、保険給付費等交付金等による激変緩和措置の継続を求めるほか、経過措置を設けるなど被保険者への影響に十分配慮したうえで、統一保険料の道筋を示されたい。
- (3) 地方単独事業の福祉医療費助成を実施していることに伴う医療費の波及増分のうち、県事業における減額措置分については、減額分（32%）の2分の1が県補助金（保険給付対策費補助金）として市町に交付されているが、県内の保険料を統一するため、県事業の福祉医療費助成によつて生じた医療費波及増分の全額を交付対象とされたい。

[新規]

16. 新生児聴覚検査事業について

新生児聴覚検査の確実な実施を国の責任において推進するためにも、全額国費での財源確保を国に働きかけられたい。

17. 児童家庭相談業務体制整備にかかる支援について

児童福祉法の改正に伴い、市町においては虐待相談等の体制強化を図るため、「市町村子ども家庭総合支援拠点」を設置し、国では専門的な観点を踏まえたソーシャルワークを行うため、日常的に相談・支援が受けられる体制とする種々の配置方法が認められることが重要と議論されている。国が考える新しい社会的教養ビジョンに対応するためには、従来に増して専門性を必要とするケースが増加しており、子ども家庭相談センターとのさらなる連携が必要である。

これらの個々の複雑な相談への体制を充実するため、財政的・人的支援制度のさらなる充実を国に強く要望されるとともに、県においても財政的・人的支援を行うための新たな制度創設のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 子ども家庭相談センター職員の専門職の増員が計画的に進められているが、幅広い見識を持って市町に対する指導・助言ができる職員の育成を早急に願うとともに、県内でのバランスのよい職員配置を願いたい。
- (2) 県子ども家庭相談センターから市町児童家庭相談室への円滑な事案装置のために、県が作成された「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」により共通基準はできたものの、実際には県子ども家庭相談センターと市町児童家庭相談室との役割分担はなお曖昧なままであることから、実務に役立つマニュアルとして、また迅速な対応をするためにも役割分担を明文化されたい。
- (3) 施設定員および施設担当職員の増員に併せて、重篤なケースにも迅速かつ的確に対応するため県と市町とのさらなる連携を図られたい。
- (4) 市町への常勤専門職の配置等人的支援または資格を有する専門相談員配置に対する人材確保のための財政支援として「市町村子ども家庭総合支援拠点」が創設されたが、専門性の高まりにより職員の確保が相当困難となっている。

このことから、人材確保対策として、県と市町で人材を共有できるように取り計らわれるとともに、引き続き、より一層の税制支援を国へ要望されたい。

商工観光労働部

1．日本遺産認定に伴う関連事業の推進およびさらなる魅力発信にかかる支援措置について

日本遺産の第1号に指定された「琵琶湖とその水辺景観～祈りと暮らしの水遺産～」については、平成30年度以降、国の日本遺産発信推進事業交付金の対象外となったことから、引き続き円滑に環境整備が進められるよう、県の単独事業において支援制度を創設されたい。

また、滋賀県の観光振興および地域活性化をさらに前進させるため、平成29年度、「忍びの里 伊賀・甲賀～リアル忍者を求めて～」「きっと恋する六古窯～日本生まれ日本育ちのやきもの産地～」として認定された「甲賀忍者」「信楽焼」について、先に認定された「琵琶湖とその水辺景観～祈りと暮らしの水遺産～」と共に認定ストーリーのパッケージ化によるPR、県内全域での広域観光ルートの構築等、県全体で誘客に取り組むとともに、日本遺産を活用した誘客推進事業に対する県の財政支援を願いたい。

2．広域観光事業の推進について

広域的観光事業の一層の推進を図るため、県独自の観光施策による県全体の活性化に向けて、「滋賀県内唯一の新幹線停車駅」の米原駅との一体化を図り整備する市役所庁舎内への観光案内所の設置に向け具体的な協議を進めるとともに、県としても積極的に取り組んでいただきたい。

[再掲]

3. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれたい。

特に、近江米・近江牛・甲賀忍者・信楽焼・近江の地酒・近江の茶について、広く県民に普及・利用促進を図るため、普及啓発事業を早急に創設されたい。

また、世界における日本食ブームにより、市と連携した中で県海外販路開拓事業を展開され、海外での普及に努めていただきたい。

4. 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられるとともに、県の重要施策として推進されたい。

- (1) 県内共通の行政情報については、県において多言語化ややさしい日本語を用いた公文書に書き換えを行うとともに、迅速かつ的確に周知すること。
- (2) 安定した就労のために国や企業と連携し、県内での外国語による職業訓練のさらなる充実を図るとともに、外国語による技能資格試験の受験を促進し、就労につながる日本語教室など実効性のある就労支援を行うこと。
また、日本語指導者の雇用と安定就労を行うこと。

5. 県立高校における職業系学科系列の充実について

人口減少社会が進む中、「ものづくり企業」が多く立地する本県においては、かねてより製造業従事者の確保が喫緊の課題となっていることから、より幅広く地域に貢献できる人材を育成するため、県立高校に工業系学科等の職業系学科系列の増設を願いたい。

[再掲]

6. ビワイチの推進について

昨今の「ビワイチ」の県内における機運の高まりを踏まえ、「ビワイチ」がさらなる県内全域の経済活動を生み、観光振興へ繋げるためには、県が主体的に県内市町と連携を進めるとともに、民間企業等との連携を深めた取組をさらに進める必要があることから、次の事項について特段の配慮を願いたい。

(1) 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」における「観光、交通その他の産業に関する事項」としてあげているエコツーリズムの推進、琵琶湖の特性を活かした観光振興および湖上交通の活性化に主体的に取り組まれたい。

特に、琵琶湖一周サイクリング「ビワイチ」については、官民一体となった展開により地域経済の活性化に繋がるよう県として取り組んでいただきたい。

(2) 琵琶湖一周サイクリング「ビワイチ」の普及・促進を図るため、自転車が安全・安心に走行できるよう県道のさらなる整備促進や自転車保険制度の周知を図られたい。

7. 市町女性活躍推進事業費補助金（地域女性活躍推進交付金）の継続について

女性の就業率の向上などは、短期で成果の得られるものではなく、一定の成果が表れるまでは積極的な取組が必要である。

また、女性活躍推進のためには、家庭や地域における男女共同参画が切り離すことができないものであることから、国に対して交付金の継続や交付金対象事業の拡大、要件の緩和を働きかけられたい。

[新規]

農政水産部

1. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の 広域組織化支援について

「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」については、県内で広域組織化を積極的に推進する必要があることから、各市町が取り組みやすいよう広域組織化した場合のメリット措置の拡大や運営事務費の補助制度の創設について検討願いたい。

また、広域組織の運営事務費に推進交付金が充てられるよう国に対して働きかけられたい。

2. 農林水産業施策および農山漁村整備に関する 各種補助事業への支援について

経営の安定化や生産性の向上および地域の安全対策が確実に推進できるよう、次の事項について、国への働きかけに加え、県独自の積極的な施策展開に取り組まれたい。

- (1) 農業施策および農村整備に関する各種補助事業に対する国の補助金確保および採択条件緩和について、特段の配慮を願いたい。
- (2) 農業機械を導入するための各種支援制度における面積要件について、人農地プランのエリア面積に限ることなく、人農地プランに位置付けられた担い手の経営面積のすべてを加算できるよう、国に対して働きかけられたい。
- (3) 農業が若者にとって選択されうる産業となるよう、農業の所得水準の確保・向上に向け国に対して働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。
- (4) 6次産業化を推進するには、他の地域との差別化を図るため、地域農産物の開発が必要であることから、特產品開発に伴う市町への財政・人的支援および滋賀県独自の高附加值農産物の品種開発に取り組まれたい。

また、国庫補助事業に対する要件緩和や財源拡充について国へ働きかけられたい。

- (5) 地域に根差した農産物等の直売所が、地域の農林水産物を活用して、加工する機械などを整備するための助成を国に働きかけるとともに、県においても検討願いたい。
- (6) 6次産業化の拠点づくりについては、社会情勢の変化や地域特性に応じた土地利用ができるよう、国に対して働きかけるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。
- (7) 米作以外の作物栽培を誘導し、畑作物と新規需要米が分離されつつ団地が形成され、集落の調整機能によりブロックローテーションが維持・活用されるよう、県において施策の展開に取り組まれたい。また、現在の産地交付金の配分体系の考え方の見直しを願いたい。
- (8) 近江米の高品質高水準を守り、県外産の主食用米の流入による供給バランスの崩壊や米価の下落を防止するため、国および他府県との連携を密にし需給バランスを確保する仕組みを構築されたい。
- (9) 経営所得安定対策と水田フル活用を充実させ、再生可能な地域農業の持続を国に要望されたい。
- (10) 県においては野菜を戦略作物の一つと位置付けられているが、推進策が十分とは言えないことから、園芸作物の作付けを推進し、農家が取り組みやすい支援制度の充実を図るとともに、技術指導・産地化に向けた流通・販売に対する支援、植付けや収穫など省力化のための生産機械導入促進の補助制度を創設されたい。
また、しがの園芸産地スケールアップ促進事業の採択要件の緩和と事務手続きの簡素化を願いたい。
- (11) 気象災害等による被害を受けた農業施設等の復旧等について国が助成を行う「強い農業・担い手づくり総合支援交付金被災農業者支援型（地域担い手育成支援タイプ）」については、金融機関等からの融資又は地方公共団体による予算の上乗せ措置による支援を受けていることが要件とされることから、国の事業が発動された際に迅速に支援が行えるよう、県においても予算措置を検討願いたい。

[新規]

- (12) 新規就農者数を増加させるため、県農業大学校（就農科）の定員増加と入試要件（農地の確保）を緩和されたい。

[新規]

3. 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

長引く不況の中で、時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、国に対して働きかけるとともに、県としても柔軟な対応を願いたい。

(1) 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて、「市町村の農用地区域の設定・変更にかかる知事の同意を不要とすること」として取りまとめられた地方六団体の意見を十分尊重し、必ず実施するよう国へ働きかけられたい。

(2) 農業用用排水施設の単純更新事業を土地改良事業完了後8年未経過の対象から除外することや、市街化調整区域において農用地区域の除外ができるよう、県における国のがイドラインに対する柔軟な対応を願いたい。

4. ため池の保全整備に対する支援について

農業用ため池の管理および保全移管する法律（いわゆる「ため池新法」）の施行によるため池の安全管理（調査、補強工事）については、様々なため池の対策を進めるのは容易ではなく、作業体制を抜本的に拡充する必要があり時間も要することから、国庫補助制度の補助率拡充や継続化について国に対して強く働きかけられたい。

併せて、補強対策や廃池などに対して県の追加支援制度や県による調査・工事の執行を願いたい。

[新規]

5. 農事用電力料金に対する支援について

農事用電力料金は依然として高止まり傾向にあり、土地改良区を取り巻く環境は厳しさを増していることから、料金支援について特段の配慮を願うとともに、農家負担軽減のための財政支援を国に対して要請されたい。

6. 農業水利施設の保全整備に対する支援について

農業を支える水利施設の老朽化の進行により、近年、管漏水など突発的事故が多発していることから、アセットマネジメントの実施方針（基幹から末端に至るすべての農業水利施設の保全管理を推進）に基づく施設の保全更新に当たり、次の事項について対応されたい。

- (1) 関係市町、特に末端水利施設を管理する土地改良区との十分な協議・調整
- (2) 老朽化が進展する農業水利施設の適切な保全管理や整備に向けた県の財政的支援および県単独小規模土地改良事業の事業採択要件の緩和ならびに国に対する働きかけ
- (3) 「農業基盤整備促進事業」、「農地耕作条件改善事業」等にかかる補助金の予算確保と採択要件の緩和について国への積極的な要請および県費による補助制度の創設
- (4) 国営事業で造成された施設の更新および保全について、改良区の規模に関係なく国営事業として事業採択が受けられるよう要件の緩和について国への働きかけ
- (5) 石綿セメント管等の農業水利施設の突発事故に対応する支援の実施

7. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は依然深刻な状況にあり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下だけでなく高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲が被害軽減のための有効な手段であることについて理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されるとともに、国からの鳥獣被害対策への支援について、鳥獣捕獲関連予算の確保を強力に推し進められたい。

あわせて、費用対効果等の理由から国の補助事業に取り組めない地域の防除対策について、採択要件の緩和、もしくは県費による補助制度の拡充を図られたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
- (2) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金の継続実施と予算の確保
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整は群の50%）の撤廃
- (4) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保および県の直接捕獲事業の実施
- (5) 有害鳥獣害対策にかかる近隣府県との合同駆除の実施
- (6) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の農業農村振興事業所ごとの確保
- (7) 県との連携を一層強化し、総合的な鳥獣害対策を効果的に推進するため、市町への専門職員の派遣

〔再掲〕

8. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれたい。

特に、近江米・近江牛・甲賀忍者・信楽焼・近江の地酒・近江の茶について、広く県民に普及・利用促進を図るため、普及啓発事業を早急に創設されたい。

また、世界における日本食ブームにより、市と連携した中で県海外販路開拓事業を展開され、海外での普及に努めていただきたい。

[再掲]

土木交通部

1. 防災機能を持つ都市公園の施設整備補助金 の新設について

震災に備え、防災機能を持った都市公園の整備に当たり、計画当初より複数年かけて整備を行い、財源については国の社会資本整備総合交付金を見込んでいることから、継続的な予算配分を確保するとともに、あわせて県単独の防災・安全にかかる施設整備補助金の新設を願いたい。

2. 公園施設の長寿命化対策と財源の確保 について

国における安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを事業の目的とされている公園施設長寿命化対策支援事業について、地方の事情や財政状況に配慮し、必要な財源を確保するとともに、交付対象事業の要件緩和を願いたい。また令和2年度予算編成においては、確実に予算措置をしていただきたい。あわせて県独自の都市公園長寿命化支援補助金制度を創設されたい。

3. 近江鉄道線の維持存続に対する取組について

鉄道経営を会社単独で維持することが厳しい状況であると表明された近江鉄道線について、特定地域に限定された地域公共交通にかかる課題として捉えるのではなく、滋賀県全体の発展にかかる重要課題であると認識され、今後も強力なリーダーシップを發揮して近江鉄道線の維持存続と経営改善指導に取り組まれるとともに、積極的な財政支援を図られたい。

[新規]

4. 地域交通の充実確保について

都市基盤の根幹となる総合交通体系の早期整備と県内地域交通の充実確保を図るため、市町の意見を十分に踏まえ、次の事項について国・関係機関に対して継続的な働きかけを願いたい。

- (1) 隣接府県、県内主要地間を結ぶ県土交通ネットワークの整備促進
- (2) 災害時等における緊急輸送ネットワークの確立のため、
沖島を起点とした（仮称）湖の県道構想など、琵琶湖の東西
を結ぶ航路開設等の湖上交通の整備促進とそれに伴う基盤
施設の整備
- (3) JRおよび地方鉄道の整備促進
 - ア) JR琵琶湖線の複々線化および草津線の複線化
 - イ) 自然災害等発生時における安全ならびに間引き運転
等による最低限の移動手段の確保および早期運転再開
に向けた復旧体制の充実
 - ウ) 輸送力の強化および列車ダイヤの増強改善
 - エ) 駅舎の新改築、改修およびエレベーター等駅施設の
バリアフリー化の整備にかかる滋賀県鉄軌道関連施設
整備補助金の予算確保とその前提となる高齢者、障害者
等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条第1項の
規定に基づき定められている移動等円滑化の促進に関する
基本方針における移動等円滑化の目標期限の延伸
 - オ) 転落防護柵等の乗客の安全を確保する設備の整備に
対する支援
 - カ) 交通体系（駅・バスや新交通導入・パークアンド
ライド等）を核としたまちづくりの支援
 - キ) JRおよび地方鉄道の駅周辺のまちづくり事業（都市
再生整備計画事業等）への支援
 - ク) 地方鉄道の利用促進策や観光客誘致策の取組に対する
支援
 - ケ) （仮称）びわこ京阪奈線建設構想の推進
- (4) 免許返納者・高齢者等に対する交通手段確保策の充実お
よび自治体が運営を支援する鉄道や地域間幹線バス路線お
よびコミュニティバスやデマンドタクシー等の地域公共交通
に対する支援
- (5) 自治体管理駅の維持管理に対する支援

5. 隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネットワークの整備促進について

滋賀県道路整備アクションプログラムの更新に伴い、地域の意見を反映し、真に必要な次の事項にかかる道路整備について、特段の配慮をもって予算確保を願いたい。

- (1) 長期安定的に道路整備が進められるよう、必要な予算を確保し、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づいた補助率等の嵩上げについては、道路舗装補修や道路改良工事などの市民生活に直結する工事についても対象事業とするとともに、補助率等の拡大と新たな財源の創設を検討されるよう強く働きかけられたい。
- (2) 社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に必要な予算の確保ならびに運用の透明化を図られるとともに、特に供用開始を目前としている事業への重点配分など、事業効果を早期に発揮するため、前倒しによる事業実施を進められたい。
- (3) 今後、広域圏の再編が想定される中、隣接府県と本県を結ぶ重要路線を将来的な広域連携・交流の軸として県が戦略的に位置づけ、重点的に整備促進を図られたい。
- (4) 幹線道路としての機能を有している市道の県道昇格を進められたい。
- (5) 地域高規格道路既指定路線の早期整備を図られたい。
- (6) 県道・国道バイパス道路・県施工の都市計画道路の早期整備を推進されたい。
- (7) 県域および隣接府県域を通過する高速道路への接続道路ならびに連絡道路の早期整備を推進されたい。
- (8) 重要幹線の交通混雑緩和対策の早期推進を図られたい。
- (9) 歩道未設置箇所の歩道整備を推進されるとともに、県道における連続照明の整備について早急な対応を願いたい。
- (10) 原子力防災対策の観点から、広域的な避難道路や迂回道路の整備など、緊急事態にも対応できる道路整備を推進されたい。

- (11) 異常気象災害に対応できるよう、代替道路の整備や県道の複線化など、災害に強い道路網整備を推進されたい。
- (12) 橋梁やトンネルなどの重要構造物および道路について、計画的な点検・長寿命化修繕による適切な維持管理や更新が行なえるよう、県においても財政面および技術面での支援を願うとともに、同様の支援について国に働きかけられたい。

6. 新名神高速道路の早期整備と改良について

新名神高速道路は、人と物流の大動脈として日本経済を牽引する高規格幹線道路網の核をなす高速自動車国道であり、安全で安心できる強靭な国土を構築する上で、最優先に取り組むべき重要な社会基盤施設である。

亀山ジャンクション～草津田上インターチェンジ間、49.7 kmが供用され、経済効果や市民生活の利便性の向上など、大きな効果をもたらしており、また、南海トラフ地震など防災面の観点からも、平成24年4月に再着工された大津以西の「大津～城陽」、「八幡～高槻」間の早期整備が求められている。

については、国および各高速道路会社に対して、次の事項について強く働きかけられるとともに、県においてはスマートインターチェンジの整備にかかる連絡路等、周辺道路の整備を図られたい。

- (1) 再着工された「大津～城陽」、「八幡～高槻」間の早期整備を図られたい。
- (2) 土山サービスエリアに隣接する南側土地および周辺にあるストックヤードを活用し、誘客施設建設事業等の実施による地域活性化と利用効率の促進を図られたい。
- (3) 県南部地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジの本線同時供用を図られたい。

7. 交差点および通学路等の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となる中、県内においても、令和元年5月8日に園児2名が犠牲となる交通事故が発生した。このことから各市町では、通学路等（保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設の散歩コースを含む）の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路等の安全点検を実施し、安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、子ども達が安全に通園・通学や活動ができる道路整備を行なえるよう、交付金要望額の満額確保について国に働きかけられるとともに、幼稚園や保育園の園外活動における安全対策への財政支援について特段の配慮を願いたい。

また、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、ラウンドアバウト交差点、ガードレール、ガードポール、車止め等の設置を推進されるとともに、新たな補助制度の創設や交差点安全対策設置基準の制定など、交差点や通学路等の安全対策について早急な対応を願いたい。

8. 新たな地域交通体系構築等に対する支援について

地域公共ネットワークを担うバス路線については、継続した利用改善やコスト削減の努力にも関わらず、利用者の減少等により毎年経常欠損額が増大しているところである。

こうした中、高齢社会の進展や環境問題の観点からも公共交通の必要性は高まっていることから、免許返納者・高齢者等に対する交通手段確保策の充実を図るとともに、地域公共交通の継続的な維持および活性化を図るため、次の事項について、現行制度の見直しを図られたい。

(1) 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」と併用できるよう滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱を改正されたい。

また、同要綱の補助率の改善、コミュニティバス運行費補助金における上限額の撤廃、補助金限度額特例（設定）の撤廃および車両購入補助凍結を解除されたい。

(2) 国におかれては、全国交通系ICカードの相互利用が可能なシステム経費や、公共交通利用者および外国人観光客が安心して利用できる公共交通の環境改善に向けたバスロケーションシステム導入等に要する経費にかかる補助制度を創設されたことから、県におかれても、現行の県補助制度を見直し、国と協調した補助金制度を創設していただきたい。

9. 農業振興地域の農用地区域の変更と地区計画の調整方針の柔軟な対応について

市街化調整区域内の市街地化の傾向が著しい市街化区域縁辺部および人口減少と高齢化の進行により地域コミュニティの維持が困難となっている区域において、市町長が対象区域に農業振興地域の農用地を含んで地区計画を定めようとするときに、農林水産大臣および県知事に協議を行い、協議が調った場合に限り、当該地区計画の対象区域について、県知事は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の区域を変更し、またはその指定を解除することに同意されるが、現実的には地区計画を目的とした農業振興地域の区画変更は不可能という状態となっている。については、地域の実情を鑑み実現することを前提に、県庁内の農政所管部と都市計画所管部が共有、調整されるとともに柔軟な対応を願いたい。

10. ダム建設促進と治水対策について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国および滋賀県、さらには地域や有識者も参加し、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、治水安全度を早期に高める手段として位置づけられてきたところである。

については、流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県民が安全・安心な生活を送れるよう、次の事項について県として責任ある対応を願いたい。

- (1) 大戸川ダムについては、建設事業の継続とした国の対応方針を踏まえ、ダム建設および準備工事の早期完成ならびに河川改修および維持管理について特段の配慮を願いたい。
- (2) 一級河川安曇川については、北川ダム建設事業と同等の安全度を備えた河道改修等について所定の事業費の前倒しにより早期完成が図れるよう特段の配慮を願いたい。
また、北川ダム周辺地域整備事業が完了するまで北川水源地域振興事務所の現体制を維持願いたい。
- (3) 平成28年7月20日に国土交通省が「中止」と対応方針を決定した丹生ダム建設事業については、国・県主導のもと、二度に亘る地域住民の苦渋の決断により事業協力に至ったことを十分認識いただき、地元の意向を十分に聞き入れた誠意ある対応をするよう国への働きかけを願うとともに、県においても地元の意見を尊重し、地域住民の立場に立った誠意ある対応と今後の地域振興、地域整備について、財政措置など含め新たな地元支援策の構築とスピード感を持った早期の事業実施を願いたい。
- (4) 一級河川芹川について、流域住民が安全で安心して暮らし続けることができる治水安全度を確保した具体案の検討を早急に行い、流域住民に公表し、治水対策を進められたい。

11. 河川の整備促進について

社会资本整備重点計画にかかる改修事業について、「滋賀県流域治水基本方針」においても根幹的な治水対策と位置づけられる河川整備について、より積極的な取組と事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

(1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨や想定を超える大雨、昨年の平成30年7月豪雨や台風12号、台風20号および台風21号により、県内でも甚大な被害が発生していることから、瀬田川洗堰が全閉となることのないよう適正な管理を願うとともに、早期に治水対策を確立されたい。

また、市街地においては都市型洪水の発生が頻発していることから、遊水池の整備等も早急に対応願いたい。

(2) 公表されている「滋賀県の河川整備方針」や「地先の安全度マップ」の検討結果に基づき、地域の実情に応じて特に天井川等緊急に改修を必要とする一級河川の整備促進に向けた具体策を早期に検討され、実施されるとともに、流域全体で取り組む総合的な治水対策についても、調査・研究を行い、有効な施策を実施されたい。

(3) 環境面と治水面に配慮し、天井川の平地河川化や一級河川の整備と管理者として十分な維持管理ができるよう大幅な予算の確保を行い、流下能力を確保するための雑木伐採および浚渫等適切な維持管理を願いたい。

また、県民に親しまれる河川であるためにも、瀬切れが生じる河川においては、年間を通じて水の流れのある川としての維持・整備を願いたい。

(4) 一級河川は堤体が広大であることから、年2回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いたい。

(5) 流域治水対策上、重要な水系に属する河川の一級河川化について、積極的な取組を願いたい。

(6) 地域団体が行う河川愛護活動事業に対する財政支援および人的支援、または制度設計の見直しを願いたい。

12. 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保、ならびに単独治山（補助営）事業の採択要件である危険区域の見直しや各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域および特別警戒区域の指定に向けた基礎調査の完了を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 砂防施設の適切な維持管理を徹底するとともに、砂防事業採択基準を緩和されたい。
- (4) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られるとともに、必要な予算を確保されたい。

〔再掲〕

13. 県管理地の適正管理について

琵琶湖に大量に繁茂する水草については、湖岸に漂着するがないよう、根こそぎ除去および表層刈取りを計画的かつ適切な時期に実施されるとともに、湖岸の県管理地に漂着または打ち上げられた流木、水草、ヨシ屑等の回収や処分については、管理者として適正に行われたい。

〔再掲〕

教 育 委 員 会

1. 小中学校の業務改善の推進について

小中学校の教職員の業務負担を軽減するため、学校の業務改善の推進について、県としても一層積極的に取り組んでいただくよう、次の事項について特段の配意を願いたい。

- (1) 県が実施する調査、会議、研修の見直し
- (2) 学校事務の共同実施を推進するために必要な事務職員の加配
- (3) 部活動にかかる大会運営の見直し
- (4) 小中学校の臨時講師、非常勤講師ができる人材の確保および学校の要望に応じた紹介システムの構築と学校現場に適した人材の紹介〔新規〕

2. 小中一貫教育実施のための教員加配について

小中一貫教育を行うための学校教育法等の一部改正により、今後、小中一貫教育の制度設計や体制整備を推進していくこととなるため、小中一貫教育を充実させるための教員加配を願いたい。

3. いじめの未然防止・早期発見・早期対応について

いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもの変化を見抜く目など、いじめ発見に対する教職員の資質向上をはじめ、不登校や問題行動等への適切な対応を図るため、とりわけいじめが発生した場合の複雑・多様な対応が求められることから、次の事項について早期の対策を講じられたい。

- (1) いじめの兆候を見逃さないための継続的な加配教員や支援員の配置
- (2) いじめ予防対策としての人員配置にかかる補助金の予算化
- (3) 県教育委員会内にある緊急支援専門家チームが市の要請に応じて速やかに派遣できるシステムの拡充
- (4) 緊急支援専門家チームが学校もしくは教育委員会に駐在し、解決に至るまで支援する体制の確立
- (5) 緊急にスクールカウンセラーを派遣するシステムの拡充およびスクールカウンセラーの増員を図り、すべての小中学校への常時配置およびスクールソーシャルワーカーの配置拡大の実施
- (6) 早急に学校生活を平常な状態に戻すための職員の派遣、加配教員もしくは支援員等の配置

4. 日本語初期指導教室にかかる支援について

本年4月の「出入国管理及び難民認定法」(入管法)の改正を受け、今後、ますます外国人市民の増加が想定され、日本語初期指導が必要となる児童生徒も合わせて増加すると見込まれることから、同年6月に施行された「日本語教育推進法」を踏まえながら、次の事項について特段の支援を願いたい。

- (1) 外国人受け入れ拡大に対応した日本語指導等への支援事業の拡充
- (2) 日本語初期指導教室設置にかかる補助金制度の創設

[新規]

5. 35人学級の実現について

小中学校において現在指摘されている諸問題（学力問題、不登校問題、いじめ問題、非行問題、特別支援教育への移行にかかる問題等）を解決し、市民の付託に応える充実した教育を実現させるために、小・中学校すべての学年で完全35人学級編制を実施できるよう、滋賀県学級編制基準を見直し、基準2の「この場合、小学校4学年から第6学年および中学校第2学年ならびに第3学年の1学級の人数は20人以上であることとする。」という縛りの完全撤廃、それに伴う教員配置数の改善を図り、平成30年度の弾力的な運用でなく、完全35人学級編制の実施を願いたい。

また、35人学級制導入による実学級と標準学級との差に伴う校舎の増改築には、国が定める必要面積には算入されないため、一部県費負担による施設整備制度の創設を願いたい。

なお、各学校が抱える課題についてはそれぞれ状況が異なるため、今後、校長の具申を通して柔軟に対応できる学級編成実施の仕組みの構築と定数のあり方について検討願いたい。

6. 教育環境の整備・充実について

(1) 平成28年4月より統合新校が開校しているが、再編対象高等学校所在地自治体、地元住民、各種団体から出された要望については、引き続き課題解決に向け十分な対応を実施されたい。

また、統合以降に使用されなくなる校舎等の適切な管理に努められるとともに、今後の活用等を検討するに当たっては、事前に立地自治体に対して意見照会や情報提供されたい。

(2) 県内の特別支援学校については、近年大規模化等の問題を抱えており、今後ますます児童・生徒の増加が見込まれることから、教育環境の充実や支援を図れるよう、学校の新設など、特別支援学校のあり方について検討されたい。

(3) 少子化に伴う学校の再編に関する義務教育施設の新增築や改修に対する負担率・補助率の嵩上げおよび確実な補助予算の確保と、スクールバス運行経費に対する既存制度としてのべき地児童生徒援助費等補助金の補助対象経費の拡大および補助期間の延長、閉校後の教育施設の活用に対する国財政支援制度の拡充を国に働きかけるとともに、これらの学校再編に伴う支援にかかる県制度の創設を願いたい。

7. 生徒指導教員等の配置の充実について

- (1) これまで県費で実施されていた「小1すこやか支援員」の県費による復活等、幼小のなめらかな接続を図り、学ぶ力の基礎を定着し、よりよい学習習慣を身につけるため、他学年より手厚く小学校1年に支援員の配置を願いたい。
- (2) 「児童生徒指導加配教員」や「生きる力加配教員」等の配置基準を見直し、すべての小中学校においてきめ細やかな指導ができるよう増員配置を願いたい。
- (3) 外国人児童生徒の教育に当たる適切な加配教員や支援員、多言語化する母国語に応じた通訳や翻訳の増員配置を願いたい。
- (4) 小学校における英語教育の充実を図るため、全ての小学校に外国語活動の指導に対応できる外国語指導助手等をはじめとする教員の配置や教員全体の指導力向上に向けた英語専科指導教員の増員配置を願いたい。
- (5) 普通学校の特別支援学級において、児童の障がいの程度・人数に応じて特別支援教育加配教員の配置の改善を願いたい。
- また、特別支援教育対象児童生徒への指導を目的とした教員の配置および施設の整備や、在籍児童生徒数や通常学級における特別支援を要する児童生徒数に応じて、さらに通級指導教室を設置し、通級指導員の増員配置願いたい。

(6) いじめの問題や不登校および就学の継続が危ぶまれる生徒に対して、よりきめ細やかな指導と小学校、中学校、高等学校、家庭および行政間の緊密な連携を図られたい。

さらに、教職員の生徒指導対応力向上を図るため、全ての小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡大について国へ働きかけるとともに、県においても今以上の予算確保を願いたい。

高等学校においては、中途退学した生徒のうち、発達障害に起因する困難さを抱える者に継続的に支援し、自立へとつなげるため、必要な情報を県において収集し、市町と共有できる仕組みを構築されたい。

(7) 養護教諭複数配置の基準の見直しを図り、養護教諭の配置の拡大を願いたい。

(8) 複雑化・多様化する養護教諭の業務負担の軽減や市全体の養護教諭の資質向上のため、正規職員で、市全域を担当する養護教諭を拠点校に配置されたい。

(9) 公立学校の学校図書館の充実のために、各学校への学校司書の配置を制度化されたい。

(10) 各小中学校における特別支援教育コーディネーター業務に専念できる人的配置について特段の配意を願いたい。

(11) 小中学校における特別支援学級の編制基準の引き下げとそれに伴う教職員定数の改善について特段の配意を願いたい。

8. 医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援について

たんの吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安全に安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学支援体制の整備や児童生徒の送迎における保護者の負担軽減となるよう県においてさらなる有効な施策を早期に図るとともに、恒久的な施策の検討を願いたい。

また、本県の平成26年度における義務教育段階の児童生徒数に占める特別支援学級在籍数の割合は0.99%であり、全国平均の0.68%よりも高くなる中、保護者や本人が積極的に地域の学校を選択できる環境整備（専門性の向上）が必要になっており、あわせて、小中学校の学びをサポートする地域支援体制の構築も求められていることから、「地域とともに生きる力」を養う基盤づくりとして、人材確保のための補助金基準の見直しを願いたい。

[再掲]

9. 社会教育施設の整備に対する補助制度の創設について

公民館など社会教育施設のユニバーサルデザイン化、特にエレベーターやトイレの設置等の費用について、国においては公共施設等適正管理推進事業債にユニバーサルデザイン化事業が追加され、国からの財政支援が新設されたことから、障がい者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実を図れるよう、県においても県独自の財政支援制度を創設されたい。

10. 学校施設環境改善交付金の改善について

学校施設環境改善交付金について、大規模改造事業（老朽・空調設備設置・トイレ改修）の要件緩和および事業採択を行い、改築事業の際に負担金同様、前向き資格による加算を適用とともに、優先的に事業採択されるよう国への働きかけを願いたい。

11. 文化財の保存活用の推進について

本県の恵まれた文化遺産を観光振興に活用し、地域振興につなげる取組が始まっている。県内に所在する各種文化財の保存および活用事業に対して積極的な支援を講じられたい。

また、事業を実施するために必要となる費用を滋賀県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき採択交付されたい。

- (1) 県が設置した国・県指定文化財の説明板等の修繕
- (2) 老朽化した登録有形文化財（建造物）等の保存および管理支援の充実（県費補助の採択）
- (3) 史跡整備に関わる用地公有化事業および国宝重要文化財等保存整備費補助金にかかる美術工芸品保存修理・調査活用事業の支援（県費補助の凍結解除）
- (4) 市保有の国指定史跡および名勝の保存修理等への支援
ならびに県指定史跡の管理費の支援（県費補助対象に追加）
- (5) 国選定重要伝統的建造物群保存地区において直接および間接補助で実施される保存対策・保存修理等に対する補助要綱に基づく支援および国選定重要文化的景観地区に対する補助要綱の設置
- (6) 日本遺産地域型の認定に向けた文化庁との協議および技術面に対する支援

12. 交差点および通学路等の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となる中、県内においても、令和元年5月8日に園児2名が犠牲となる交通事故が発生した。このことから各市町では、通学路等（保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設の散歩コースを含む）の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路等の安全点検を実施し、安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、子ども達が安全に通園・通学や活動ができる道路整備を行なえるよう、交付金要望額の満額確保について国に働きかけられるとともに、幼稚園や保育園の園外活動における安全対策への財政支援について特段の配慮を願いたい。

また、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、ラウンドアバウト交差点、ガードレール、ガードポール、車止め等の設置を推進されるとともに、新たな補助制度の創設や交差点安全対策設置基準の制定など、交差点や通学路等の安全対策について早急な対応を願いたい。

[再掲]

13. 県立高校における職業系学科系列の充実について

人口減少社会が進む中、「ものづくり企業」が多く立地する本県においては、かねてより製造業従事者の確保が喫緊の課題となっていることから、より幅広く地域に貢献できる人材を育成するため、県立高校に工業系学科等の職業系学科系列の増設を願いたい。

14. 彦根城の世界遺産登録に向けた県の主体的な取組について

彦根城の世界遺産登録については、滋賀県の魅力を国内外に発信でき、県内全体の観光資源、地域活性化策としても非常に有益であり、昨年度末には、県を通じて世界遺産登録の基本的な考え方をまとめた推薦書原案の骨子案を提出したところである。

今後は文化庁との協議・意見調整が本格化し、より高度な行政対応が必要となるとともに、日本国内の世界遺産登録業務については、文化庁から県の主体的な関与が求められていることから、推薦書原案の作成にかかる文化庁との折衝等に取り組む部署を新設したい。

警 察 本 部

1. 警察施設の新築・移転および警察官の増員について

県民生活の安全と地域社会の平穏を守るために、警察体制の充実は不可欠であることから、拠点となる警察施設（警察署）の整備を図られたい。また、各地域における防犯機能の向上を図るため、常時警戒、防犯機能等を持つ交番、駐在所を地域の実情を踏まえ早期設置いただくとともに、さらなる警察官の増員についても特段の配慮を願いたい。

2. 交通事故防止に向けた取組について

交通事故発生件数は、減少傾向にあるものの、痛ましい事故が増加しており、特に高齢者や児童といったいわゆる「交通弱者」の占める割合が高くなっている。

こうした中、県内では本年5月8日に園児2名が犠牲となる交通事故が発生し、全国的にも登校中の児童を巻き込んだ悲惨な事故が多発している。

については、交差点や通学路等の安全対策は喫緊を要することから、交通量の多い交差点や通学路、保育園の散歩コースにおける信号機、道路標識や横断歩道など、交通安全施設（主に公安委員会所管施設）の未設置箇所への早期設置と消えかかっている一時停止線や横断歩道などの規制表示の迅速な補修を図り、交通安全思想の普及・啓発に努められるとともに、関連予算の大幅な復活など特段の配慮を願いたい。